

構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金交付要綱 新旧対照表（抄）

改正案	現行
構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金交付要綱 制定 4 都市建企第 1115 号 令和 5 年 4 月 1 日 <u>最終改正 6 都市建企第 977 号</u> <u>令和 7 年 1 月 17 日</u> （目的） 第 1 条 この要綱は、建築物分野における炭素貯蔵効果の高い木材利用の促進と低炭素社会の実現に貢献するため、都内に建築する建築物について、国産木材にて構造木質化を図るために構造・防火の面で先導的な設計・施工技術を開発し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 5 項の規定に基づく認定（以下「認定」という。）を取得する<u>者</u>に対し、東京都（以下「都」という。）が認定取得費用の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。 第 2 条 （現行のとおり） （補助対象者） 第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、<u>次の各号に定める要件を満たす</u>認定取得費用を負担する<u>者</u>とする。 <u>一 都内の本店又は支店において実質的な事業活動を現に行っている者</u> <u>二 都内において事業実績がある者</u> 2 （現行のとおり） （補助対象経費） 第 4 条 （現行のとおり） 一 延べ面積 <u>500</u> m²以上の建築物に適用する認定 二 （現行のとおり）	構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金交付要綱 制定 4 都市建企第 1115 号 令和 5 年 4 月 1 日 <u>最終改正 5 都市建企第 223 号</u> <u>令和 5 年 5 月 29 日</u> （目的） 第 1 条 この要綱は、建築物分野における炭素貯蔵効果の高い木材利用の促進と低炭素社会の実現に貢献するため、都内に建築する建築物について、国産木材にて構造木質化を図るために構造・防火の面で先導的な設計・施工技術を開発し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 5 項の規定に基づく認定（以下「認定」という。）を取得する<u>建築主</u>に対し、東京都（以下「都」という。）が認定取得費用の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。 第 2 条 （略） （補助対象者） 第 3 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、認定取得費用を負担する<u>建築主</u>とする。 2 （略） （補助対象経費） 第 4 条 （略） 一 <u>都内に建築する</u>延べ面積 <u>1,000</u> m²以上の建築物に適用する認定 二 （略）

<u>2 前項第1号の規定による認定は、次の各号に定めるいずれかの要件を満たすものでなければならない。</u> <u>一 都内に建築する建築物に適用すること。</u> <u>二 都内に建築を想定している建築物へ積極的に活用することを誓約すること。</u> <u>3 前2項の補助対象経費の補助対象期間は、交付決定の日から当該補助事業が全て終了した日又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日までとする。ただし、評価申請から認定取得までの期間が2か年度以上で、第7条に規定する一括設計審査（全体設計）の承認を受けている場合（第10条に規定する変更承認を含む。）は、「当該会計年度」とあるのは「一括設計審査（全体設計）承認を受けた最終会計年度」と読み替えるものとする。</u>	<u>（新設）</u>
第5条 （現行のとおり）	第5条 （略）
（補助金の交付申請）	（補助金の交付申請）
第6条 （現行のとおり）	第6条 （略）
<u>2 補助金の交付を受けようとする者が、第4条第2項第2号の規定に基づく誓約を行う場合は、誓約書（別記第1号様式の2）を前項の申請書に添えて提出するものとする。</u> <u>3 補助金の交付を受けようとする者で、その実施する補助対象事業が複数年度にわたる場合は、毎年度、補助金の交付を申請するものとする。</u>	<u>2 補助金の交付を受けようとする者で、その実施する補助対象事業が複数年度にわたる場合は、毎年度、補助金の交付を申請するものとする。</u> <u>（新設）</u>
<u>（一括設計審査（全体設計）の承認）</u>	<u>（補助金の交付決定）</u>
<u>第7条 補助金の交付を受けようとする者で、評価申請から認定取得までの期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請の際に、認定取得予定日その他必要な事項について、一括設計審査（全体設計）申請書（別記第2号様式）に必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。</u>	<u>第7条 知事は、前条の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。</u> <u>また、適当と認めない場合は補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。</u>

<u>2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、 し、<u>適当と認めた場合は、承認することを決定し、 一括設計審査（全体設計）承認通知書（別記第 3号様式）により申請者に通知する。</u></u> <u>また、適当と認めない場合は承認しないこと を決定し、一括設計審査（全体設計）不承認通 知書（別記第4号様式）により申請者に通知す る。</u> <u>3 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要が ある場合は、条件を付すことができる。</u> <u>4 前3項の規定は、補助金の交付決定後におい て、当該年度に事業が完了せず事業の施行年度 が2か年度以上にわたる場合においても適用す る。</u>	<u>2 知事は、前項の補助金の交付の決定に当たり、 必要がある場合は、条件を付すことができる。</u>
<u>（補助金の交付決定）</u> <u>第8条 知事は、第6条の規定による申請の内容 を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を 決定し、補助金交付決定通知書（別記第5号様 式）により申請者に通知する。</u> <u>また、適当と認めない場合は補助金の不交付 を決定し、補助金不交付決定通知書（別記第6 号様式）により申請者に通知する。</u> <u>2 知事は、前項の補助金の交付の決定に当たり、 必要がある場合は、条件を付すことができる。</u>	<u>（一括設計審査（全体設計）の承認）</u> <u>第8条 補助金の交付を受けようとする者で、評 価申請から認定取得までの期間が複数年度にわ たる場合には、初年度の補助金の交付申請の際 に、認定取得予定日その他必要な事項について、 一括設計審査（全体設計）申請書（別記第4号 様式）に必要な書類を添えて知事に申請しなけ ればならない。</u>
	<u>2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査 し、適当と認めた場合は、承認することを決定し、 一括設計審査（全体設計）承認通知書（別記第 5号様式）により申請者に通知する。</u> <u>また、適当と認めない場合は承認しないこと を決定し、一括設計審査（全体設計）不承認通 知書（別記第6号様式）により申請者に通知す る。</u> <u>3 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要が ある場合は、条件を付すことができる。</u> <u>4 前3項の規定は、補助金の交付決定後におい て、当該年度に事業が完了せず事業の施行年度 が2か年度以上にわたる場合においても適用す る。</u>

(交付決定の変更) 第9条 <u>前</u>条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額等の変更が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書（別記第7号様式）に必要な書類を添えて、知事に申請し、承認を受けなければならない。 第2項から第3項 （現行のとおり） （一括設計審査（全体設計）の変更等） 第10条 第<u>7</u>条第2項の規定により一括設計審査（全体設計）の承認を受けた者は、当該承認の際における申請内容に変更が生じた場合又は認定取得手続を中止する場合、速やかに一括設計審査（全体設計）変更・中止申請書（別記第10号様式）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、<u>第11条第1項第1号に該当するとき</u>は、この限りでない。 第2項から第3項 （現行のとおり） <u>（承認事項等）</u> <u>第11条 補助決定者は、以下の各号に該当する場合は、あらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。</u> <u>一 認定取得手続の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないとき。</u> <u>二 認定取得手続を中止し、又は廃止する場合</u> <u>2 補助決定者は、前項第1号に該当し承認を受けようとする場合は、内容等変更申請書（別記第13号様式）に、前項第2号に該当し承認を受けようとする場合は、中止・廃止申請書（別記第14号様式）に、必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。</u> <u>3 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、承認通知書（別記第15号様式）により補助決定者に通知する。</u>	(交付決定の変更) 第9条 <u>第7</u>条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額等の変更が生じた場合、速やかに補助金交付変更申請書（別記第7号様式）に必要な書類を添えて知事に申請し、承認を受けなければならない。 第2項から第3項 （略） （一括設計審査（全体設計）の変更等） 第10条 第<u>8</u>条第2項の規定により一括設計審査（全体設計）の承認を受けた者は、当該承認の際における申請内容に変更が生じた場合又は認定取得手続を中止する場合、速やかに一括設計審査（全体設計）変更・中止申請書（別記第10号様式）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、<u>軽微なものについて</u>は、この限りでない。 第2項から第3項 （略） <u>（申請の撤回）</u> <u>第11条 補助決定者は、この補助金の交付決定の内容又は付された条件に異議がある場合は、交付決定通知書を受領した日から14日以内に補助金の交付申請を撤回することができる。</u>
--	--

<u>また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、不承認通知書（別記第 16 号様式）により補助決定者に通知する。</u> <u>4 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。</u> <u>（状況報告等）</u> <u>第 12 条 補助決定者は、以下の各号に該当する場合は、速やかに知事に報告しなければならない。</u> <u>一 補助対象の認定を適用する建築物がしゅん工した場合</u> <u>二 第 4 条第 2 項第 2 号の誓約に基づいた建築計画に当該認定を適用することが決定した場合</u> <u>2 知事は、必要があると認められる場合は、補助決定者に対し、認定取得手続、補助対象認定を適用する建築計画の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。</u> <u>3 補助決定者は、認定取得手続、建築計画が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合においては、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。この場合において、知事は当該補助決定者に対して適切な指示を行う。</u> <u>4 前項の報告は、実施状況報告書（別記第 17 号様式）により行うものとする。</u>	<u>（承認事項等）</u> <u>第 12 条 補助決定者は、以下の各号に該当する場合は、あらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。</u> <u>一 認定取得手続の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないとき。</u> <u>二 認定取得手続を中止し、又は廃止する場合</u> <u>2 補助決定者は、前項第 1 号に該当し承認を受けようとする場合は、内容等変更申請書（別記第 13 号様式）に、前項第 2 号に該当し承認を受けようとする場合は、中止・廃止申請書（別記第 14 号様式）に、必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。</u> <u>3 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、承認通知書（別記第 15 号様式）により補助決定者に通知する。</u> <u>また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、不承認通知書（別記第 16 号様式）により補助決定者に通知する。</u> <u>4 知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。</u>
<u>（実績報告等）</u> <u>第 13 条 補助決定者は、認定を取得したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度の 3 月 15 日が到来したときは、完了実績報告書（別記第 18 号様式）に必要な書類を添えて速やかに知事に実績を報告しなければならない。</u>	<u>（状況報告等）</u> <u>第 13 条 補助決定者は、認定を適用する建築物がしゅん工した場合は、速やかに知事に実績を報告しなければならない。</u> <u>2 知事は、必要があると認められる場合は、補助決定者に対し、認定取得手続、補助対象認定を適用する建築計画の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。</u>

<u>(補助金の額の確定)</u> 第 14 条 知事は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合、その内容を審査し、当該報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 19 号様式）により補助決定者に通知する。 2 知事は、前項の額の確定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。 <u>(申請の撤回)</u> 第 15 条 補助決定者は、この補助金の交付決定の内容又は付された条件に異議がある場合は、当該通知受領日から 14 日以内に申請等撤回届出書（別記第 20 号様式）により、第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項又は第 11 条第 2 項に基づく申請並びに第 13 条に基づく完了実績報告を撤回することができる。 <u>(是正措置)</u> 第 16 条 知事は、<u>第 14</u> 条の規定による審査の結果、報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。	<u>3 補助決定者は、認定取得手続、建築計画が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合においては、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。この場合において、知事は当該補助決定者に対して適切な指示を行う。</u> <u>4 前項の報告は、実施状況報告書（別記第 17 号様式）により行うものとする。</u> <u>(実績報告等)</u> 第 14 条 補助決定者は、認定を取得したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度の 3 月 15 日が到来したときは、完了実績報告書（別記第 18 号様式）に必要な書類を添えて速やかに知事に実績を報告しなければならない。 <u>(補助金の額の確定)</u> 第 15 条 知事は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合、その内容を審査し、当該報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 19 号様式）により補助決定者に通知する。 2 知事は、前項の額の確定に当たり、必要がある場合は、条件を付することができる。 <u>(是正措置)</u> 第 16 条 知事は、<u>前</u>条の規定による審査の結果、報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとる<u>べき</u>ことを命ずることができる。
--	--

(補助金の請求及び交付) 第 17 条 補助決定者は、第 <u>14</u> 条の規定による補助金の額の確定後、速やかに請求書（別記第 <u>21</u> 号様式）等を知事に提出するものとする。 2 （現行のとおり） (補助金の交付決定の取消し) 第 18 条 （現行のとおり） 一から四まで （現行のとおり） 五 第 <u>14</u> 条の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金の交付決定額に達しないとき。 六 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助<u>対象認定</u>の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 七 （現行のとおり） 2 前項の規定は、第 <u>14</u> 条の規定により補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。 3 （現行のとおり） 第 19 条 （現行のとおり） (違約加算金及び延滞金) 第 20 条 補助決定者は、前条の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から<u>返還</u>日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を<u>返還</u>した場合におけるその後の期間については、既<u>返還</u>額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、<u>違約加算金</u>額が 100 円未満の場合又は第 18 条第 1 項第 2 号、第 5 号若しくは第 6 号に該当する場合は、この限りでない。 2 補助決定者は、補助金の返還命令を受け、これを<u>返還期限</u>の日までに<u>返還</u>しなかった場合は、<u>返還期限</u>の日の翌日から<u>返還</u>日までの日数に応じ、その未<u>返還</u>額につき年 10.95%の割合	(補助金の請求及び交付) 第 17 条 補助決定者は、第 <u>15</u> 条の規定による補助金の額の確定後、速やかに請求書（別記第 <u>20</u> 号様式）等を知事に提出するものとする。 2 （略） (補助金の交付決定の取消し) 第 18 条 （略） 一から四まで （略） 五 第 <u>15</u> 条の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金の交付決定額に達しないとき。 六 補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助<u>金の交付決定</u>の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。 七 （略） 2 前項の規定は、第 <u>15</u> 条の規定により補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。 3 （略） 第 19 条 （略） (違約加算金及び延滞金) 第 20 条 補助決定者は、前条の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から<u>納付</u>日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を<u>納付</u>した場合におけるその後の期間については、既<u>納</u>額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、<u>算出後の金額</u>が 100 円未満の場合又は第 18 条第 1 項第 2 号、第 5 号若しくは第 6 号に該当する場合はこの限りでない。 2 補助決定者は、補助金の返還命令を受け、これを<u>納期</u>日までに<u>納付</u>しなかった場合は、<u>納期</u>日の翌日から<u>納付</u>日までの日数に応じ、その未<u>納付</u>額につき年 10.95%の割合で計算した延滞
---	--

で計算した延滞金を納付するものとする。ただし、<u>延滞金</u>額が 100 円未満の場合は、この限りでない。 (違約加算金の計算) 第 21 条 前条第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合、補助決定者の<u>返還</u>した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、納付した<u>違約加算金</u>は当該返還を命じた補助金の<u>未返還額</u>に充てるものとする。 (延滞金の計算) 第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合で、返還を命じた補助金の<u>未返還額</u>の一部が<u>返還</u>されたときは、当該<u>返還</u>日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき<u>未返還額</u>は、その<u>返還額</u>を控除した額とする。 第 23 条及び第 24 条まで (現行のとおり) (監督等) 第 25 条 知事は、補助決定者に対し、<u>補助金の交付</u>のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。 第 26 条及び第 27 条まで (現行のとおり) 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 5 年 5 月 29 日 5 都市建企第 223 号) この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。 <u>附 則(令和 7 年 1 月 17 日 6 都市建企第 977 号)</u> <u>この要綱は、令和 7 年 1 月 17 日から施行する。</u>	金を納付するものとする。ただし、<u>算出後の額</u>が 100 円未満の場合はこの限りでない。 (違約加算金の計算) 第 21 条 前条第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合、補助決定者の<u>納付</u>した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、<u>その納付金額</u>は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。 (延滞金の計算) 第 22 条 第 20 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合で、返還を命じた補助金の<u>未納付額</u>の一部が<u>納付</u>されたときは、当該<u>納付</u>日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき<u>未納付額</u>は、その<u>納付金額</u>を控除した額とする。 第 23 条及び第 24 条まで (略) (監督等) 第 25 条 知事は、補助決定者に対し、<u>この要綱の施行</u>のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。 第 26 条及び第 27 条まで (略) 附 則 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(令和 5 年 5 月 29 日 5 都市建企第 223 号) この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。 <u>(新設)</u>
---	---